

法人設立おめでとうございます！

法人設立後の税務署等への届出書の提出はお済みですか？次のチェックリストで確認してみましょう。

提出書類	提出期限	チェック
・法人設立届出書 県税事務所・市町村にも提出します（設立後3ヶ月以内） 遅れますと税務上の特典、青色申告の選択ができず、第1期に赤字が出て、法人税法上この赤字は第2期以降に繰越すことはできません。		
・青色申告の承認申請書	設立から3ヶ月以内	
・減価償却資産の償却方法の届出書		
・たな卸資産の償却方法の届出書		
・給与支払事務所等の開設届出書		
・源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 給与受給者が10名未満の場合に限ります	特例を受けようとする 前の月の月末	
・消費税の課税事業者選択届出書 設備投資などにより、消費税の還付が予想される場合に選択します	設立事業年度の末日	

いくつチェックできましたか？新設法人はスタートが重要です。以下の項目についてもご確認ください。

【その他の確認事項】

法人設立日の開始貸借対照表はできていますか？

- ・節税につながる上手な創業費の計上はできていますか？
- ・個人資産は、きちんと法人に引き継がれていますか？

役員報酬の額は決まっていますか？

・社長の給与(役員報酬)は、期中にたびたび変更すると、法人税法上アップした分は役員賞与と見なされ、経費になりません。

パソコン経理を導入しましたか？

・パソコンの時代、手書きの伝票、帳簿を作成しては、経営者はタイムリーな経営判断を下すことはできません。今や企業の経営にとってパソコン経理は絶対必要なシステムです。